

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 受講案内

愛知労働局長登録教習機関登録番号 1487 登録満了日 2027 年 9 月 20 日

2024 年 3 月 1 日

株式会社 大同分析リサーチ

1. 根拠法令

労働安全衛生法第 14 条（安衛令第 6 条,18 号,20 号）の規定に基づき、特定化学物質及び四アルキル鉛等を取り扱う作業に労働者を従事させる場合、事業主は、都道府県労働局長に登録する者が行う特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任して作業の指揮やその他規則で定められた職務を行わせなければならないとされています。

この技能講習は、特定化学物質作業主任者技能講習および四アルキル鉛等作業主任者技能講習が統合され、平成 18 年 4 月 1 日施行となった技能講習です。

2. 受講資格

18 歳以上 ※外国籍の方でも、日本語の読み・書き・聞き取りに問題がなければ受講可能です。

3. 講習科目

1 日目 9:20~16:45、2 日目 9:00~17:30（昼食休憩 45 分）

区分	講習科目	時間
学 科	健康障害及びその予防に関する知識	4 時間
	保護具に関する知識	2 時間
	作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
	関係法令 等	2 時間
	修了試験（全科目修了後に実施）	1 時間

4. 講習料金

14,300 円（消費税込、テキスト及びお弁当お茶 2 日分含む）

振込先 三菱UFJ銀行 柴田支店
口座番号 (普通) 0123998 株式会社大同分析リサーチ

※振込手数料はご負担ください。

※受講料は講習初日 14 日前までに銀行振込にてお支払いください。

現金書留、現金持参は不可とします。

※領収証は、原則発行いたしません。

※テキストは、講習初日に配布します。（受講料に含まれます）

5. 申込方法

(1) 申し込み

①弊社ホームページのお申込みフォームに必要事項を入力しての申し込み（WEB 申込）

②弊社ホームページから申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、弊社まで FAX する申し込み

☆ Web 申込みがお勧めです！（受講票をメールで送ります）

上記①②が、いずれも困難な場合はご連絡ください。

(2)受講料入金

①もしくは②で申し込みをされましたら、受講料の入金をお願いします。

(3)弊社で受講料の入金が確認できましたら、受講票を送付いたします。

「申込み期限」は講習初日 14 日前です。

※申込期限までに受講料の入金をお願いします。受講料の入金が確認できない場合、受講の確約はできません。

※受講票の到着をもって、申し込みの完了となります。

受講票が、講習初日の7日前までに到着しない方は、ご連絡をお願いします。

※申し込みをされても受講料の入金の無い方は、キャンセル扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

6.申込期限

申込期限は、弊社ホームページ (<https://daido-dbr.com/>) 内の講習日程に記載しています。

7.受講の変更・キャンセルについて

受講者のご都合で受講をキャンセル、または延期する場合、電話にてご連絡いただき、確認のためその日のうちに、ホームページから申請、もしくは受講変更・キャンセル申請書をダウンロードの上、FAXの送付をお願いします。

8.受講キャンセル時の返金について

受講者のご都合、主催者側の事由（講師のコロナウイルス感染など）、その他の理由により、受講料を以下のとおり返金させていただきますので、ご了承ください。

事 由		返金額
1	主催者側の事由により、講習の全部ができなくなった場合	全額
2	交通スト、天災、地変等不可抗力の理由により講習の全部ができなくなった場合	全額
3	受講者のご都合により講習の全部に参加できなくなった場合	下記参照
-1	受講講習初日 3 日前 17 時までにキャンセルの連絡があった場合	全額
-2	受講講習 2 日前～前日及び当日にキャンセルの連絡があった場合、 または講習開催当日に欠席した場合	返金なし
-3	当日の公共交通機関の遅延により、受講できなかった場合 (証明書を後日送付ください)	全額

返金振込手数料（1,2 は当社が負担します、3-1,3-2,3-3 は受講者にご負担いただきます）

9.修了試験

作業主任者技能講習（特定化学物質及び四アルキル鉛等）最終日に筆記試験による修了試験を行い、これに合格された方のみ修了証を交付いたします。

なお、修了試験は当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものです。

遅刻又は早退した場合はキャンセル扱いとなり、講習及び修了試験を受けることができません。

(返金もできません)

10. 教習の修了証に旧姓又は通称を併記したい方

併記を希望される方は、申込み時に下記書類のいずれかのご送付をお願いします。

(レターパックライトをお勧めいたします)

<送付先> 〒457-8545 愛知県名古屋市南区大同町二丁目 30 番地
株式会社大同分析リサーチ 環境測定事業部 講習担当

「旧姓又は通称」が確認できる書類は次のとおりです。

- ・ 戸籍抄本又は戸籍謄本（旧姓が記載されているもの）
(注) 戸籍謄本で確認できないときは、改製原戸籍又は除籍謄本が必要となる場合があります。
- ・ 住民票の写し（旧姓又は通称が記載されているもの）
- ・ 運転免許証のコピー（旧姓又は通称が記載されているもの）

- 労働安全衛生規則の改正により、技能講習修了証へ旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。(括弧内に旧姓又は通称が記載できます)

旧姓：住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「住基法施行令」という。）

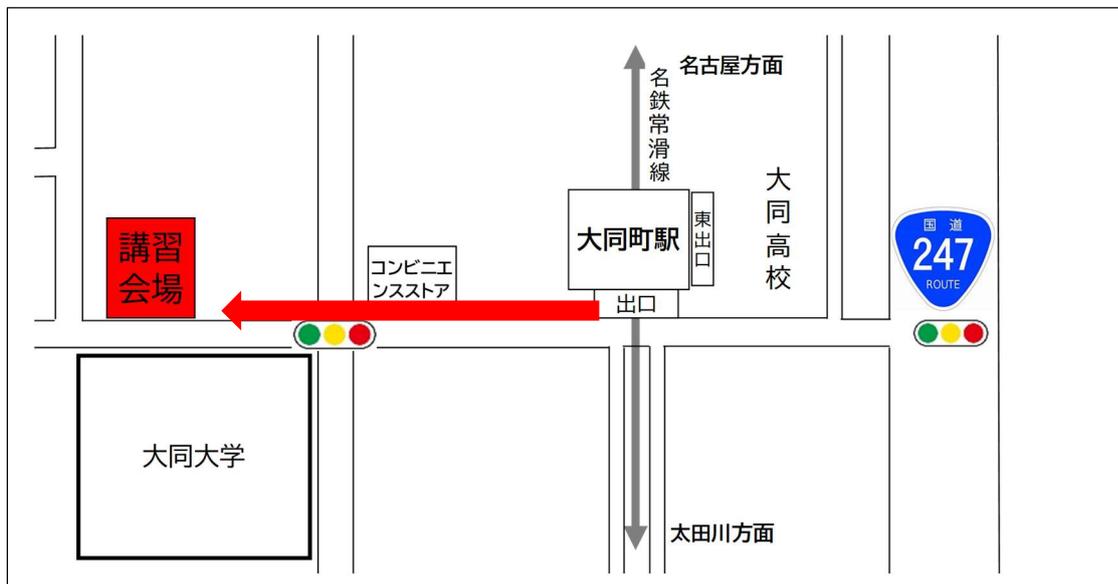
第 30 条の 13 に規定する旧氏を指し、戸籍謄本のほか、住民票の写し等により確認できる場合に併記できます。

通称：住基法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称を指し、住民票の写し等により確認できる場合に併記できます。

11. 講習場所

大同分析リサーチ労働衛生講習センター

<住所> 〒457-0819 愛知県名古屋市南区滝春町 9 番地 11 号



<アクセス>

名古屋鉄道常滑河和線 「大同町」 下車徒歩で西に約 5 分

大同町駅を降りて右（西）に曲がる（大同大学方面）

→コンビニのある信号をわたって1分、右手です。

○中部国際空港駅から大同町駅まで準急電車で・・・最短 35 分

○名鉄名古屋駅から大同町駅まで準急電車で・・・最短 12 分

※準急および普通電車以外は大同町駅に停車しませんのでご注意ください。

必ず大同町駅に停車することを確認してください。

12.定員及び締め切り

受講者の定員は、64名です。申込は定員に達した時点で締め切ります。

受講票が、講習初日の7日前になっても届かない場合はご連絡ください。

13.受講にあたっての重要事項

受講にあたっての重要事項を下記に記載しますので、確認してください。

(1)講習の受講

2日間の講習を受講し、修了試験に合格する必要があります。

遅刻又は早退した場合はキャンセル扱いとなり、講習及び修了試験を受けることができません。

返金もできません。

(2)車での来場は厳禁です。必ず公共交通機関を利用してください。

(3)コロナウイルス感染防止のため各自マスク着用（持参）ください。

(4)受講者の方で体調不良等により受講困難と弊社が判断した場合には、当日の受講の中止をお願いする場合があります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

14.講習当日の携行品

(1)受講票

(2)写真付き公的証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

※本人確認のため、必要となります。

(3)筆記用具（鉛筆、消しゴム、ノート等）

テキストは講習初日に配布します。（テキストは受講料に含みます）

15.問い合わせ先

〒457-8545 愛知県名古屋市南区大同町二丁目30番地

株式会社大同分析リサーチ 環境測定事業部 講習担当

TEL：052-611-9602 FAX：052-611-9461